

事故防止に向けた政策動向

平成26年6月

厚生労働省

関係法令の履行確保に係る指導等

労働安全衛生法関係法令に定める爆発・火災災害防止措置の履行確保のため、都道府県労働局及び労働基準監督署において監督・指導

- 一定の類型に該当する爆発性の物等を「危険物」として指定し、当該「危険物」の取扱についての一般的規定（火気接触の禁止等）のほか、を製造・取り扱う「化学設備」に対する基準（材質、安全装置等）等を規定。
- リスクアセスメントの実施を努力義務として規定。
- 各種指針を規定。

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月30日）

「化学プラントにかかるセーフティー・アセスメントに関する指針」（昭和51年12月24日、平成12年3月21日改正）

「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」（平成8年6月10日、平成20年2月28日改正）

「化学プラントの爆発火災災害防止のための変更管理の徹底等について」（平成25年4月26日）



- ✓ 法令に基づく「危険物」「化学設備」に関する監督・指導、リスクアセスメントの推進に努める。
- ✓ 中央労働災害防止協会において、調査研究として、化学設備の非定常作業における安全対策を検討。必要に応じ、ガイドラインの見直しを図る。

情報発信・人材育成

リスクアセスメント等化学物質管理や人材育成への活用を目的とする各種情報を公開

- 災害統計・事例
 - ・厚生労働省ホームページ内「職場のあんぜんサイト」に、各種労働災害統計、各種災害事例を公開
 - ・(独)労働安全衛生総合研究所ホームページに、爆発火災データベースを公開
- モデルSDS等
 - ・「職場のあんぜんサイト」にモデルラベル・モデルSDSを公開(約2500物質)
 - ※ GHS分類結果は(独)製品評価技術基盤機構(NITE)ホームページに公開
- リーフレット等
 - ・厚生労働省ホームページに、リスクアセスメント等関連資料・教材や関係リーフレット等を公開

支援機関(中央労働災害防止協会)の労働安全衛生マネジメント認定や各種研修の実施

- 労働安全衛生マネジメントシステム認定を実施:認定事業場357(平成26年4月30日現在)
- リスクアセスメント実施担当者等を対象とする研修を実施



- ✓ 3省共同運営サイトの運営を開始、引き続きコンテンツの充実、周知・普及に努める。
- ✓ 化学物質に係るリスクアセスメント支援ツールの開発
 - (独)労働安全衛生総合研究所において、プロジェクト研究(H25~H28)化学安全に係るリスクアセスメント支援ツールを開発中。

地方における連携強化

関係機関・支援機関との連携

- 関係機関との連携
 - ・災害発生を把握した場合の消防機関との相互通報
 - ・災害調査における消防・警察との共同での現場検証
 - ・石油コンビナート等防災本部及び同幹事会への参画
 - ・コンビナート地区の事業場による構成される協議会への参加 など
- 支援機関との連携
 - ・重大な災害等で、その原因究明に技術的調査を要する事案における(独)労働安全衛生総合研究所への災害調査協力の依頼
 - ※ 同研究所は、事業場の設置する事故調査委員会にもオブザーバ参加



- ✓ 「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」報告書(5月16日)を踏まえ、都道府県労働局及び労働基準監督署に対して以下の取組促進を指示
- ① 防災本部の機能強化、関係機関間の連絡調整等の防災本部の取組への積極的な参画・協力
- ② 県、市、消防機関等の関係機関との平時及び事故発生時のより一層の連携強化
(連携の例) 合同での現場調査、関係業界団体あての共同要請、合同での指導・パトロールなど
- ③ 事故調査委員会の調査結果の入手、事故調査及び再発指導における関係機関との連携への活用